

南海トラフ地震アクションプラン（仮称）の適用

総務省自治行政局公務員課応援派遣室

南海トラフ地震にかかる各種計画の適用基準・要件等①

○ 南海トラフ地震発災時には地震・津波関連情報や防災対応情報など各種情報が政府から国民等に発信されるため、全国の地方公共団体が基準該当性について確実かつ簡易に判断でき、かつ、政府と地方公共団体との防災対応の一体性の観点からも、適用基準は南海トラフ地震関連の各種計画と整合的であることが望ましい。

1 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（以下「具体計画」という。）の判断基準

○具体計画の位置づけ

主に緊急災害対策本部並びに指定行政機関及び指定地方行政機関が行うべき地方公共団体に対する応援※に関する事項を中心に、当該事項に関連して地方公共団体等が実施すべき役割等も含めて定めるもの。

※ 救助・救急、消火・医療活動、物資調達、燃料供給、電力・ガス・通信等

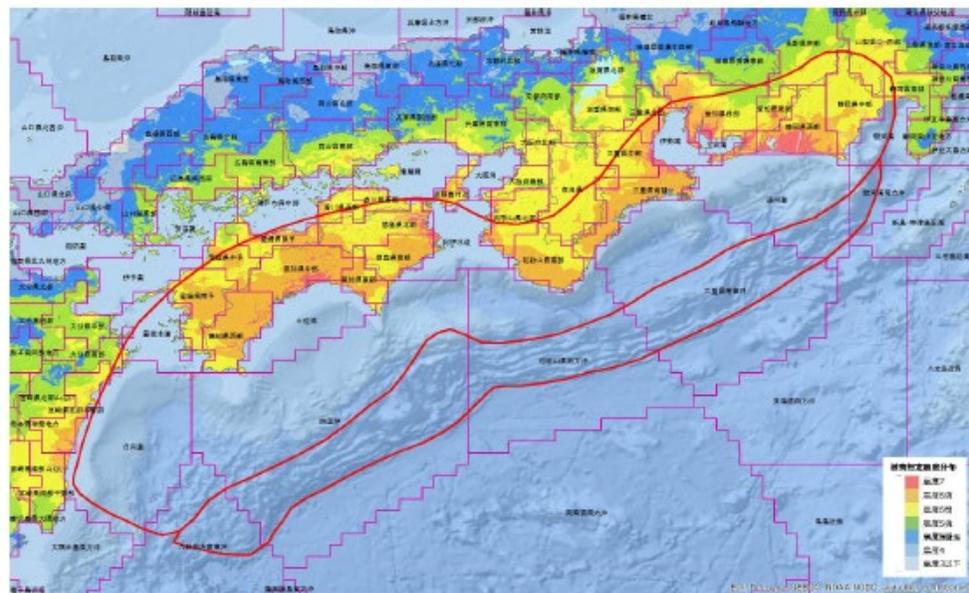
○「具体計画に基づく初動対応を行う判断基準」

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、**次のいずれかの場合には、被害全容の把握を待つことなく、具体計画に基づく災害応急対策活動を直ちに開始する。**

- ア 地震発生時の震央地名の区域が、モデル検討会において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、**中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表**のいずれかがあった場合
- イ モデル検討会において設定された**想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震**が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合

上記ア・イについては必ずしも「半割れ」や「全割れ」といった場合分けではない。

南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/joho/region/>

注釈）上記図は具体計画より抜粋

- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）や大津波警報は気象庁から発表
※詳細については【資料2-2】参照
- 団体毎の各計画・マニュアルにおいても基準等を規定（次ページ）

南海トラフ地震にかかる各種計画の適用基準・要件等②

2 緊急消防援助隊アクションプランの適用基準

1 本アクションプランは、具体計画に基づき、発生した地震の震央地名が表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

想定震源断層域と重なる震央地名				
山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
淡路島付近	播磨灘			
徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、アクションプランに基づき緊急消防援助隊を運用することにより、迅速かつ確な対応が可能であると消防庁長官が判断した場合に適用する。

(参考)地方公共団体における例(関西広域連合の場合)

南海トラフ地震の発生パターン

南海トラフ地震の想定震源域では、過去には全領域で一体的に発生するばかりではなく、一部領域とその周辺領域で時間差をおいて地震が発生している。

時間差発生の場合も含め、南海トラフ地震発生時に求められる対応に着目して、南海トラフ地震の発生パターン別に整理すると以下のとおりとなる。

区分	求められる対応			想定される主な状況
	災害対応	応援活動	後発地震への備え	
① 南海トラフの想定震源域の全領域で一体的に発生した場合	○	○		M9クラスの地震の発生も想定され、関西圏域の広域にわたって大規模な被害が生じる
② 関西圏域で先発地震が発生した場合	○	○	※1	M8.0以上の地震が発生し、関西圏域の南部を中心に大規模な被害が生じる
③ 時間差発生 他圏域で先発地震が発生した場合 関西圏域で被害が大きい場合	○	○	○	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域でも相当の被害が生じるとともに、後発地震への備えが求められる
④ 他圏域で先発地震が発生した場合 関西圏域で被害が小さい場合又はない場合	※2	※3	○	他圏域でM8.0以上の地震が発生し、関西圏域では被害が小さい又はないが、後発地震への備えが求められる

※1 関西圏域の一部のみで先発地震が発生した場合には、関西圏域の残りの部分では後発地震への備えの対応をとる。

※2 広域応援を要さない程度の災害対応がありうる。

※3 他圏域に対する応援が求められる場合がある。

引用元：南海トラフ地震応急対応マニュアル
(令和2年11月改訂関西広域連合)

特徴

○**震央名**や各地方の**都道府県分類**を明示

○**条件該当の場合以外でも、消防庁長官判断**による適用を規定

南海トラフ地震アクションプラン（仮称）の適用基準（案）

各種計画の適用条件

1 発生した地震の震央地名が、南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる場合であって、以下のいずれかの場合に活動を開始することを、政府の具体計画や消防庁緊急消防援助隊のアクションプランで規定

- ・発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合
- ・発生した地震がマグニチュード8.0 以上の場合

上記の各場合に類する被害が想定される場合

2 上記1の各場合に該当しないが、これらの場合と同様の地域で大きな被害が想定され、応援職員の派遣調整を行うよりもアクションプランを適用させた方がより迅速・円滑な支援が可能となる場合も想定されるため、消防庁長官判断と同様の規定を置くべきか。（右記「適用基準（案）」2 関連）

（参考）南海トラフ地震臨時情報・関連解説情報に係る要素

以下は【資料2-2】を元に総務省において整理

【発表情報例等に含まれる要素】

- ・震源・マグニチュード・震度
- ・想定震源域のプレート境界面のいずれの領域での地震であるか

【発表情報例に含まれない要素】

- ・南海トラフ地震か否か
- ・「全割れ」か「半割れ」かなど

共通

同様の規定イメージ

南海トラフ地震アクションプラン（仮称）の適用基準（案）

1 本アクションプランは、発生した地震の震央地名が、表に示す南海トラフ地震の想定震源断層域と重なる地名のいずれかに該当し、かつ次のいずれかの条件を満たす場合に適用する。

想定震源断層域と重なる震央地名					
中部地方	山梨県中・西部	長野県南部	静岡県東部	静岡県中部	静岡県西部
	駿河湾	駿河湾南方沖	新島・神津島近海	愛知県東部	愛知県西部
	遠州灘	三河湾	岐阜県美濃東部	三重県北部	三重県中部
	三重県南部	伊勢湾	三重県南東沖		
近畿地方	和歌山県北部	和歌山県南部	和歌山県南方沖	紀伊水道	奈良県
	淡路島付近	播磨灘			
四国・九州地方	徳島県北部	徳島県南部	香川県東部	香川県西部	瀬戸内海中部
	愛媛県東予	愛媛県中予	愛媛県南予	伊予灘	豊後水道
	高知県東部	高知県中部	高知県西部	土佐湾	四国沖
	大分県南部	宮崎県北部平野部	日向灘	九州地方南東沖	

(1) 発生した地震により中部地方、近畿地方及び四国・九州地方の3地域のいずれにおいても、震度6強以上が観測された場合又は大津波警報が発表された場合

【各地方の都道府県分類】

- 中部地方：山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- 近畿地方：兵庫県、奈良県、和歌山県
- 四国・九州地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県、大分県、宮崎県

(2) 発生した地震がマグニチュード8.0 以上の場合（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある場合）

2 上記1の条件を満たす地震が発生した場合のほか、政府並びに地方三団体及び指定都市市長会等の各種情報から、上記1(1)や(2)の場合に類する被害が想定され、本アクションプランに基づく地方公共団体間の応援職員派遣を実施することで、迅速かつ円滑な被災地支援を実現できると総務省が判断した場合に適用する。 3